

熱海市農業振興地域整備計画策定業務委託 特記仕様書

第 1 章 総 則

(適 用)

第 1 条 本特記仕様書は熱海市（以下「発注者」という。）が実施する「熱海市農業振興地域整備計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(目 的)

第 2 条 本業務は、農地法等の一部改正や自然的、経済的、社会的諸条件の変化を考慮して、長期的観点から農業振興を図るための総合的基本計画を定めるもので、農業生産基盤整備や農業近代化施設の整備等のほか、保全すべき農地について「農用地区域」を定め農用地等の確保を図るとともに、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図ることを目的とする。

また、既存の農用地区域データと管理図を検証し、農用地区域を確定することで、今後適正な管理ができるように整備する。

(法令及び規程の準用)

第 3 条 本業務は以下に記載する法令及び規則を準用するものとする。

1. 食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律 106 号）
2. 農地法（昭和 27 年法律 229 号）
3. 農地法等の一部を改正する法律（号外 第 123 号）
4. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律 58 号）
5. 同 施行令（昭和 44 年政令 254 号）
 〃 施行規則（昭和 44 年農令 45 号）
6. 財務規則
7. 農業振興地域制度事務必携
8. 農業振興地域整備計画変更事務取扱い要領（最終改正令和 6 年 3 月）
9. その他必要とするもの

(作業計画及び承認)

第 4 条 受注者は本業務着手にあたり、契約締結後 7 日以内に業務実施計画表、着手届、工程表、業務代理人等通知書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 受注者は発注者が収集している調査に必要な資料等を発注者より貸与を受けることができる。受注者は貸与された資料等が必要なくなった場合はただちに返還しなければならない。

(機密の保持)

第6条 受注者は業務遂行上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

(協 議)

第7条 受注者は作業実施にあたり本特記仕様書に明示なき事項又は疑義が生じたときは、担当係員とその都度相互協議し、その指示を受けるものとする。

(検 査)

第8条 受注者は業務終了後速やかに完了届、納品書と共に成果品を提出し、発注者の最終検査を受けるものとし、訂正を要する場合には速やかに訂正し、再検査を受けなければならない。

(主任技術者)

第9条 受注者は、配置する主任技術者について、共通仕様書の定める技術士-農業部門(農村地域計画)または建設部門(都市及び地方計画)の資格保有者とする。

第 2 章 作 業 概 要

(貸与資料)

第10条 本業務における貸与資料は以下のとおりとする。

1. 既存農業振興地域整備計画書
2. 既存農業振興地域整備計画基礎資料
3. 既存農業振興地域整備計画土地利用計画図
4. 農振農用地区域管理図
5. 現況農用地区域リスト
6. 課税土地データ (最新)
7. 1/1,000 地番図データ (最新)
8. 各種農業関連統計書
9. 各種関連計画
10. その他必要とするもの

基礎調査業務 (農用地利用計画業務)

第11条 本業務は農業振興地域3,461ha内を対象とし、作業内容は以下のとおりとする。

1. 計画準備

各工程の計画を行い、業務が円滑に行えるよう準備を行う。

2. 土地課税・現況農用地区域データ編集

既存農用地区域管理のデータを、近年随時変更データと最新課税台帳データを活用して確認するとともに、課税管理上の処理と農用地区域管理の不合箇所の検証をすることで最新の農用地区域データを作成する。

3. 不突合処理

最新の現況農用地区域データと編集した土地課税データを照合し、不突合の抽出を行う。抽出された不突合リストについて協議しながら処理方針を決定し不突合の解決を図るものとする。

また、一部青字の筆の処理や青字山林の対応等今後の管理が適正に行えるよう、協議して管理方法を確立する。

4. 1/1,000 地番図調整

最新の地番図データを着色並びに属性データが付加できるようにデータ形式の調整を行うものとする。

5. 1/1,000 地番図着色

地番図データに属性データ（不突合処理後の現況農用地区域データ）を付加し、着色を行うものとする。

6. 着色検査

現在の管理図と最新農用地区域図を照合し、着色検査を行い管理上の不突合を解決する。

7. 現況農用地区域図作成

地形図と農用地区域を着色した地番図データを縮小・編纂・重ね合わせを行い、現況農用地区域図を作成するものとする。

8. 現況農用地区域リスト作成

農用地区域リストを作成するとともに、指定様式にあわせた面積集計を行う。

9. 農用地利用計画検討資料作成

農用地利用計画において、農用地区域の設定の検討をする際また、今後関係機関との調整に必要となる以下の図面を作成する。

①農用地区域設定方針図

規模別農用地区域状況図、土地改良事業等受益区域、その他市が必要とする農地を表示した図面

②農用地区域以外（白地）農地分布図

農用地区域以外の農地の分布を示した図面

基礎調査業務（農業振興地域整備計画策定業務）

第12条 本業務の作業内容は以下のとおりとする。

1. 計画準備

各工程の計画を行い、業務が円滑に行えるよう準備を行うとともに、業務の目的をよく理解した上で、基礎資料作成に必要な各種資料の収集整理を行う。

2. 基礎資料作成

定期変更資料及び農業振興地域制度事務必携等に従い、以下の調査を行う。

第1 地域の概況

第2 農業生産の現況及び見通し

第3 土地利用の現況及び見通し

第4 農業生産基盤の現況及び見通し

第5 農用地等の保全及び利用の現況及び見通し

第6 農業近代化施設整備の現況及び見通し

第7 農業就業者育成・確保の現況及び見通し

第8 就業機会の現況及び見通し

第9 農村生活環境の現況及び見通し

第10 森林の整備その他林業の振興と関連に関する現況及び見通し

第11 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申し合わせ等の実施状況

第12 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等

3. 基礎資料付図作成

基礎資料の付図として定期変更資料及び農業振興地域制度事務必携等に従い、以下の図面を作成する。

- ・ 農業生産基盤整備状況図（付図1号）
- ・ 農用地等保全整備状況図（付図2号）
- ・ 農業近代化施設整備状況図（付図3号）
- ・ 農業就業者育成・確保施設整備状況図（付図4号）
- ・ 農村生活環境整備状況図（付図5号）

基礎調査業務（打合せ協議）

第13条 打合せ協議は、着手時、中間1回、成果品納品時に行うものとする。なお、必要に応じて随時行うものとし、打合せ内容は書面に記録し、速やかに発注者に提出するものとする。

計画策定業務（農用地利用計画業務）

第14条 本業務は農業振興地域3,461ha内を対象とし、作業内容は以下のとおりとする。

1. 計画準備

各工程の計画を行い、業務が円滑に行えるよう準備を行う。

2. 除外データ作成

貸与資料をもとに現況農用地区域図の図形属性として除外基準コードを付加するものとする。

3. 新旧対照図作成

前項で付加した除外基準コードをもとに、編入または除外する農用地区域を地形図上に図示した新旧対照図を作成し、出力するものとする。

4. 土地利用計画図作成

県との協議終了後、新農用地区域を地形図上に図示した土地利用計画図を作成し、出力するものとする。

5. 新農用地区域リスト作成

新農用地区域リストを作成するものとし、必要に応じて指定された形式により面積集計を行うものとする。

6. 管理用農用地区域図作成

告示後管理用資料として新農用地区域を地番図上に図示した管理用農用地区域図及び図郭割図を出力し、1冊に製本するものとする。

計画策定業務（農業振興地域整備計画策定業務）

第15条 本業務の作業内容は以下のとおりとする。

1. 計画準備

各工程の計画を行い、業務が円滑に行えるよう準備を行うとともに、業務の目的をよく理解した上で、計画書作成に必要な各種資料の収集整理を行う。

2. 計画書作成

受注者は発注者と協議の上、貸与資料及び基礎資料調査結果、静岡県農業振興地域整備基本方針等に従い、以下の項目に準じた農業振興地域整備計画書の作成を行う。

第1 農用地利用計画

第2 農業生産基盤の整備開発計画

第3 農用地等の保全計画

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

第5 農業近代化施設の整備計画

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

第8 生活環境施設の整備計画

第9 付図

別記 農用地利用計画

3. 計画書付図作成

受注者は発注者と協議の上、貸与資料及び基礎資料調査結果、静岡県農業振興地域整備基本方針等に従い、以下の図面を作成する。

- ・土地利用計画図（付図1号）
- ・農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- ・農用地等保全整備計画図（付図3号）
- ・農業近代化施設整備計画図（付図4号）
- ・農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）
- ・生活環境施設整備計画図（付図6号）

4. 調整資料作成

上記で整理した変更案件を集計し、県事前調整に必要となる資料のうち、面積部分の反映作業を支援する。

計画策定業務（打合せ協議）

第16条 打合せ協議は、着手時、中間2回、成果品納品時に行うものとする。なお、必要に応じて随時行うものとし、打合せ内容は、書面に記録し、速やかに発注者に提出するものとする。

第 3 章 成 果 品

成 果 品（基礎調査業務）

第17条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| 1. 現況農用地区域リスト | 1式 |
| 2. 農用地区域現況地番図 | 1式 |
| 3. 農用地区域現況図 | 1式 |
| 4. 農用地区域設定方針図 | 1式 |
| 5. 農用地区域以外（白地）農地分布図 | 1式 |
| 6. 農業振興地域整備計画 基礎資料（付図含む） | 1式 |
| 7. その他必要とする資料 | 1式 |

成 果 品（計画策定業務）

第18条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 新旧対照図 | 1式 |
| 2. 土地利用計画図 | 1式 |
| 3. 管理用農用地区域図 | 1冊 |
| 4. 農業振興地域整備計画 計画書（付図含む） | 1式 |
| 5. その他必要とする資料 | 1式 |